

奈良県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ふじ薬局	吉野郡下市町大字新住二六〇	平成二十七年一月三十一日
医療法人歯友会いこま デンタルクリニック	生駒市山崎町二一六	平成二十六年十月三十一日
サン薬局憩北店	天理市別所町九一	平成二十七年一月三十一日
サン薬局中和店	桜井市大字阿部三六五一	平成二十七年一月三十一日
喜村歯科医院	香芝市畑四丁目一二七	平成二十七年一月三十一日
よしむらファミリー歯科	香芝市真美ヶ丘一五一一	平成二十七年一月四日